

文京区保育所における保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月三十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第六十六号

文京区保育所における保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

文京区長



### 入所承諾通知書

保育所への入所について、以下のとおり承諾します。

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保護者	住所		
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
利用予定の施設	名称		
	所在地		
利用期間			
お問合せ先 文京区 住所 電話番号			
(識別番号)			

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第3号（第4条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

文京区長



## 入所保留通知書

申込みを受けた保育所への入所については、入所を希望した月に直ちに入所することはできませんので、通知します。ただし、以下の申込みの有効期間までは利用調整の対象となります。

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保護者	住所		
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
希望入所年月日			
有効期間			
お問合せ先 文京区 住所 電話番号			
(識別番号)			

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第七号から別記様式第九号までを次のように改める。

別記様式第7号（第8条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

文京区長



### 保育停止通知書

以下のとおり保育を停止したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
決定年月日		
保育実施停止期間		
停止理由		
お問合せ先 文京区 住所 電話番号 <span style="float: right;">（識別番号）</span>		

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第8号（第8条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

文京区長



### 停止解除通知書

以下のとおり保育の停止を解除したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
停止終了年月日		
お問合せ先 文京区 住所 電話番号		
		(識別番号)

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第9号（第9条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

文京区長



## 保育解除通知書

以下のとおり保育を解除したので、通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
利用施設	名称	
	所在地	
利用終了年月日		
解除理由		
お問合せ先 文京区 住所 電話番号		(識別番号)

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

付 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。